

圧縮水素充填技術基準（圧縮水素スタンド関係）
 JPEC-S 0003（2016）平成 28 年 3 月 4 日 改定
 一般財団法人石油エネルギー技術センター

正誤表

頁	行	正	誤
1	上から 3,4	<p>1. 目的及び本資料の位置づけ</p> <p>本資料は、一般高圧ガス保安規則（以下「一般則」という。）第 7 条の 3 及び同コンビナート等保安規則（以下「コンビ則」という。）第 7 条の 3 に規定される圧縮水素スタンドにおける安全かつ効率的な充填を実施するための具体的かつ包括的な基準を提示するものである。本資料の一部の規定は、充填における安全性を担保するため、以下に示す規則関係条項及び例示基準において、適宜引用されている。</p> <p>本資料の規定に関連する規則関係条項及び例示基準</p> <p>一般則関係　：</p> <p>第 7 条の 3 第 1 項第 5 号・第 1 1 号・第 2 項第 8 号・第 2 8 号、例示基準 5 5 の 2</p> <p>第 7 条の 3 第 3 項第 4 号、例示基準 5 9 の 4</p> <p>コンビ則関係　：</p>	<p>1. 目的及び本資料の位置づけ</p> <p>本資料は、一般高圧ガス保安規則（以下「一般則」という。）第 7 条の 3 及び同コンビナート等保安規則（以下「コンビ則」という。）第 7 条の 3 に規定される圧縮水素スタンド（<u>一般則第 8 条の 2 に規定される移動式圧縮水素スタンドを含む。</u>）における安全かつ効率的な充填を実施するための具体的かつ包括的な基準を提示するものである。本資料の一部の規定は、充填における安全性を担保するため、以下に示す規則関係条項及び例示基準において、適宜引用されている。</p> <p>本資料の規定に関連する規則関係条項及び例示基準</p> <p>一般則関係　：</p> <p>第 7 条の 3 第 1 項第 5 号・第 1 1 号・第 2 項第 8 号・第 2 8 号、例示基準 5 5 の 2</p> <p>第 7 条の 3 第 3 項第 4 号、例示基準 5 9 の 4</p>

		<p>第7条の3第1項第5号・第11号・第2項第8号・第28号、例示基準62の2</p> <p>第7条の3第3項第4号、例示基準66の4</p> <p>したがって、圧縮水素スタンドの機器の製造及び設置並びに車両への充填を行う場合には、上記の規則関係条項、例示基準及び本資料の規定を遵守する必要がある。</p>	<p>コンビ則関係：</p> <p>第7条の3第1項第5号・第11号・第2項第8号・第28号、例示基準62の2</p> <p>第7条の3第3項第4号、例示基準66の4</p> <p>したがって、圧縮水素スタンドの機器の製造及び設置並びに車両への充填を行う場合には、上記の規則関係条項、例示基準及び本資料の規定を遵守する必要がある。</p>
7	上から11	満足し <u>つ</u> つ、	満足し <u>し</u> つつ、
48	下から8	Plb	Pub
50	上から6 式中	APRRnew-t <u>EF</u>	APRRnew-t <u>FB</u>
53	付表1	5.1_ <u>5.3</u>	5.1_5.3
53	付表1	5.2_ <u>5.3</u>	5.2_5.3
53	付表2タイトル	付表2 JPEC-S 0003 (<u>2016</u>)	付表2 JPEC-S 0003 (<u>2015</u>)
54	上から5	そのために <u>水素</u> 供給	そのための <u>水素</u> 供給

下線部が訂正箇所

訂正理由：

1. 一般高圧ガス保安規則第8条の2は、第7条の3第1項第5号、第11号及び第3項第4号を準用しており、今後の省令改正等への対応を考慮し、引用規則の例示は必要最小限にすることが望ましいと考え、『(一般則第8条の2に規定される移動式圧縮水素スタンドを含む。)』の説明を削除する。なお、平成28年2月26日の改正により一般則第12条の2及び第12条の3も第8条の2と同様に準用することとなっている。
2. その他の訂正は、単純な誤記訂正である。